

第 26 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 4 年 8 月 26 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 4年 8月26日(金) 10時00分～10時55分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
- 日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書審査の件
- 日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第8 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
- 日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 日程第10 議案第5号 現況証明願の件
- 日程第11 議案第6号 芽室町農地パトロール(利用状況調査)実施要領一部改正の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 敬松 穰治	3番 小寺 典子	4番 道下 勇治
6番 早苗 裕典	7番 森田 文秀	8番 横溝 勲	9番 平林 浩哉
10番 谷口 栄治	11番 廣江 英幸	13番 西川 幹生	14番 相澤 研二
15番 浅井 隆久	16番 森本 敏彦	17番 浅野 博文	

●欠席委員

5番 坂下 義晴 12番 後藤 和則

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 竹川 恭史

●議事録署名委員

4番 道下 勇治 6番 早苗 裕典

(10時00分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に4番 道下委員、6番 早苗委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番から番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番から番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題といたします。それでは、森田現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○7番（森田委員） 7番森田。農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件。先に許可されました一時転用について、期間満了若しくは事業完了に伴い現地調査を実施しましたので報告

する。

8月17日午前9時より役場会議室7において現地調査委員会を開催しました。調査委員に早苗委員、横溝委員、浅井委員、森本委員、浅野委員、そして私森田。事務局より藤野局長、土田次長。調査概要の説明を受けた後、次の件について現地調査を実施しました。

調査の結果、農地として復元していたことを認めましたので報告します。

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。早苗あっせん委員長よりあっせんの結果について報告をお願いします。

○6番（早苗委員） 6番 早苗。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。

あっせん委員会を8月18日に開催しました。あっせん委員に、敬松委員、平林委員、谷口委員、森本委員、そして私早苗。事務局から藤野局長、竹川係長が出席しています。

当日は、午後2時30分から役場庁舎2階会議室7で事前の協議会を開催し、担当委員の説明のあと現地調査を行いました。

その後、午後4時からあっせん委員会を開催いたしました。それではあっせんの結果について報告します。

番号1番、番号2番は賃貸借で、いずれもあっせんが成立しましたので報告します。詳細は議案記載のとおりです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。以上で議案第1号を終わります。

●日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（平林委員） 9番平林です。申請地は、道道渋山交差点より2.5キロメートルほど御影より、報徳の高台に向かう道をあがったところにあります。この件については、親から子への贈与の案件であります。譲渡人は年齢的なこともあり、少しずつ整理を進めているところであります。譲受人は、後継者も就農しており、問題のない案件です。

○議長（島部会長） ただ今の説明に関し、質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（横溝委員） 8番横溝です。申請地は上関山地区にある農地で、親から経営者である子への贈与であります。譲渡人は高齢であるとともに、譲受人は30年以上営農しており、問題のない案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（平林委員） 9番平林。ただ今事務局から説明があった件ですが、申請地は、渋山9線10号の南側、譲渡人の住宅の西側にあります。譲受人にとっては出作となりますが、申請地の道路を挟んで南側など周囲にも耕作地があります。譲渡人については農地などの整理を進めています。周囲の理解もあることから、特に問題のない案件と考えられます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 早苗委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（早苗委員） 6番早苗。ただ今事務局から説明があった件ですが、申請地は、大成地区、貸人の住宅周辺と借人の経営地付近にあります。借人は規模拡大を希望していましたが、今般貸人がこれまで他の方に貸付けしていた農地が事情により返還されることになり、今回の申請となったとのことです。地域の理解も得られ、特に問題のない案件と考えられます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは 番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 早苗委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（早苗委員） 6番早苗。先日現地調査を行いました。所在は、新生南4線の申出者の父親が耕作している畑の一部となっています。申出者夫妻は、現在市街地から通いで農業に従事しています。近年子どもも生まれ住居が手狭になり新築を予定しましたが、既存の宅地内には適地がなく、宅地に隣接する畑を選定しています。面積も必要最小限であり、やむを得ない案件であると思われま。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 森本委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（森本委員） 16番森本。先日現地調査を行いました。申請地は、町火葬場から1.7キロメートルほどのところにあります。農業機械の大型化や増台などで既存施設が手狭になり、新設を検討したとのこと。昨冬の暴風雪で倒壊した育苗ハウスの跡地で計画。周囲は全て申出者の所有地であり、特に問題のない案件であると思われま。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 森本委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（森本委員） 16番森本。先日現地調査を行いました。申請地は、上美生市街地から西に3キロメートルほどのところにあります。申出者は大規模酪農経営をおこなっており、300頭以上の搾乳牛を使用しています。近年、餌代や費用代、電気料の高騰がみられるとともに、災害等による停電などの対応するために、補助電源として蓄電地も備えた太陽光発電設備を計画したとのこと。約100KWの規模で全量自家消費とし不足電力は購入することとしています。牛舎の南側で最小限の敷地であるとともに、周囲は全て申出者の経営地であり、特に問題のない案件であると思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番については、原案のとおり決定いたします。以上で議案第3号を終わります。

●日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号20番から整理番号26番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号20番から26番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号20番から整理番号26番について一括して質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。まず整理番号20番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号20番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号21番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号21番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号22番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号22番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号23番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号23番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号24番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号24番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に関連がありますので、整理番号25番 26番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号25番 26番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第10 議案第5号 現況証明願の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第5号 現況証明願の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号1番から番号5番朗読】

○議長（島部会長） 次に、森田現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○7番（森田委員） 7番森田。8月17日午前9時より役場2階会議室7で現地調査委員会が開催されました。調査委員は 早苗委員、横溝委員、浅井委員、森本委員、浅野委員と私森田、事務局より 藤野局長 土田次長が出席しています。事務局、担当委員から説明があった後、現地調査を行いました。

現地調査の結果、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、そして番号5番について、「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号5番について、ご意見・ご質

問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。まず番号1番について、現地調査委員のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、現地調査委員のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、現地調査委員のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号4番について、現地調査委員のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号5番について、現地調査委員のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

●日程第11 議案第6号 芽室町農地パトロール（利用状況調査）実施要領一部改正の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第6号 芽室町農地パトロール（利用状況調査）実施要領一部改正の件を議題といたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第6号 芽室町農地パトロール（利用状況調査）実施要領一部改正の件。芽室町農地パトロール（利用状況調査）実施要領を次のとおり改正したいので審議を求めます。現要領は平成27年7月1日から施行しているもので、昨年の本町の調査後、全国段階での調査の取り扱いについて改正となったことから、本町要領についても改正し、本年度の調査より対応していくものです。

【改正議案朗読】

○議長（島部会長） ただ今、事務局より議案の説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。提案のありました芽室

町農地パトロール（利用状況調査）実施要領一部改正について提案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、芽室町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正については原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第26回総会を閉会いたします。

（10時55分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4年 8月26日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員